
紫波2100

2016環境・循環基本計画
(平成28年度～32年度)

岩手県紫波町

紫波2100

2016環境・循環基本計画
(平成28年度～32年度)

岩手県紫波町

contents

環境・循環基本計画の改訂にあたって	1
第1章 計画の基本事項	
1 計画の役割	2
2 計画の進行管理と評価	2
3 計画の実行体制	3
4 循環型まちづくりの流れ	4
5 紫波 2011 環境・循環基本計画の成果と課題	6
6 基本目標	6
第2章 未来への取り組み	
第1節 資源循環のまちづくり	
1 環境に配慮した有機資源循環を進める	10
2 森林資源の循環を進める	12
3 資源の消費を抑え、環境負荷を減らす	14
第2節 環境創造のまちづくり	
1 すべての生き物と自然を共有し、共生できる環境を保全する	16
2 環境への負荷に配慮し、低炭素社会を進める	19
3 安全安心で快適に暮らせる生活環境を向上させる	22
第3節 環境学習のまちづくり	
1 身近な環境を知り、自分たちで守る	24
2 伝統・文化を学び、地元の匠の知識・技術を継承する	26
第4節 交流と協働のまちづくり	
1 地域内外でのネットワークと協働による 存在感のある地域づくりを進める	28
環境・循環基本計画 指標	30
資料編	33

環境・循環基本計画の改訂にあたって

このたび、『紫波2100 2011環境・循環基本計画』にかかげる計画期間の中間年にあたり、計画初年度である平成23年度から5年間の取り組み成果を集約、検証し、さらにあるべき紫波町の将来像を実現するため、計画の見直しをいたしました。

環境・循環基本計画は、私たちを取り巻くあらゆる環境に視点をおき、今ある紫波の環境を保全、創造し、次の世代に確実に引き継いでいくための計画です。

計画では、「資源循環のまちづくり」「環境創造のまちづくり」「環境学習のまちづくり」「交流と協働のまちづくり」の4つの方針を掲げ、未来の子どもたちに紫波町の望ましい環境を引き継ぐため、住民、環境団体、事業者及び町が協働して行動することを謳っています。

私は毎日、小鳥のさえずりで目を覚まし、散歩に出かけると、野山や田んぼの緑、小川のせせらぎの音、澄み切った空気、柔らかな日差しを全身で浴びながら季節を感じています。四季折々の草花、食べ物や祭事を当たり前のよう楽しんでいます。

私たちには、このように先人から受け継いだ素晴らしい伝統、文化、自然があります。これを後世に引き継ぐことは、今を生きる私たちの大きな責任であります。限りある資源、かけがえのない自然環境を育み保全して、地球上のあらゆる生き物と享受できるようにしていかなければなりません。

今後も皆さま方のご理解とご協力をお願いいたします。

平成28年3月

紫波町長 熊谷 泉

第1章

計画の基本事項

1 計画の役割

環境・循環基本計画は、町が掲げている「循環型まちづくり」を実現するための計画です。

今から5年前に策定した、『紫波2100 2011環境・循環基本計画』は、平成23年度から平成32年度までの10年間の計画です。この計画は、前期、後期に分けられており、5年間が経過した時点で、その時の環境の現状や社会情勢などを踏まえ、あらためて5年間の後期計画が策定されるものであります。

本計画である『紫波2100 2016環境・循環基本計画』がその役割を担う5年間の後期策定計画です。この計画は、『紫波2100 2011環境・循環基本計画』を踏襲し、次の4つの方針を担っています。

資源循環の
まちづくり

環境創造の
まちづくり

環境学習の
まちづくり

交流と協働の
まちづくり

2 計画の進行管理と評価

計画期間は5年間とし、平成28(2016)年度を初年度、平成32(2020)年度を目標年とします。

計画の進行管理の把握には指標を用います。この指標は循環型まちづくり条例に基づき毎年広報等で公表し、住民や事業所からの意見や情報を広く募集します。評価については、所管課及び循環政策委員会の行政内部での評価と公募委員により構成された循環型まちづくり委員会による外部評価を行います。



3 計画の実行体制

未来の子どもたちに紫波町の望ましい環境を引き継ぐため、環境保全・創造、循環型まちづくりの実現を目指し、住民、環境団体、事業者、町が協働して計画を実行していきます。

各自の役割は、次のとおりです。

住民・環境 団体の役割

毎日の生活の中で地域や多くの人たちと協力して、環境負荷の低減及び循環型まちづくりに進んで取り組むように努めます。また、町が進める事業に対して参加・協力します。

事業者の役割

自らの事業活動を行うとき、環境汚染を防止し循環型まちづくりに進んで取り組むように努めます。また、住民や環境団体の活動、町が進める事業に対しても協力します。

町の役割

環境保全・創造、循環型まちづくりに責任を持って取り組みます。住民や事業所の意見を聞き、協力を求めて計画を推進していきます。



4 循環型まちづくりの流れ

(1) 循環型まちづくりは、次の法律・条例・計画などにに基づき推進します。

- ◎「環境基本法」「循環型社会形成推進基本法」の規定に基づき進めます。
- ◎「新世紀未来宣言」を理念とします。
- ◎「循環型まちづくり条例」により計画を策定します。
- ◎「総合計画【基本構想】」に基づき計画を推進します。

(2) 循環型まちづくりを具体的に進める計画が、「環境・循環基本計画」です。この計画は、次の4つの方針により構成しています。

- ◎資源循環のまちづくり
- ◎環境創造のまちづくり
- ◎環境学習のまちづくり
- ◎交流と協働のまちづくり

(3) 環境・循環基本計画に定めた方針を取り組んでいくことにより「循環型まちづくり」の更なる実現を目指します。

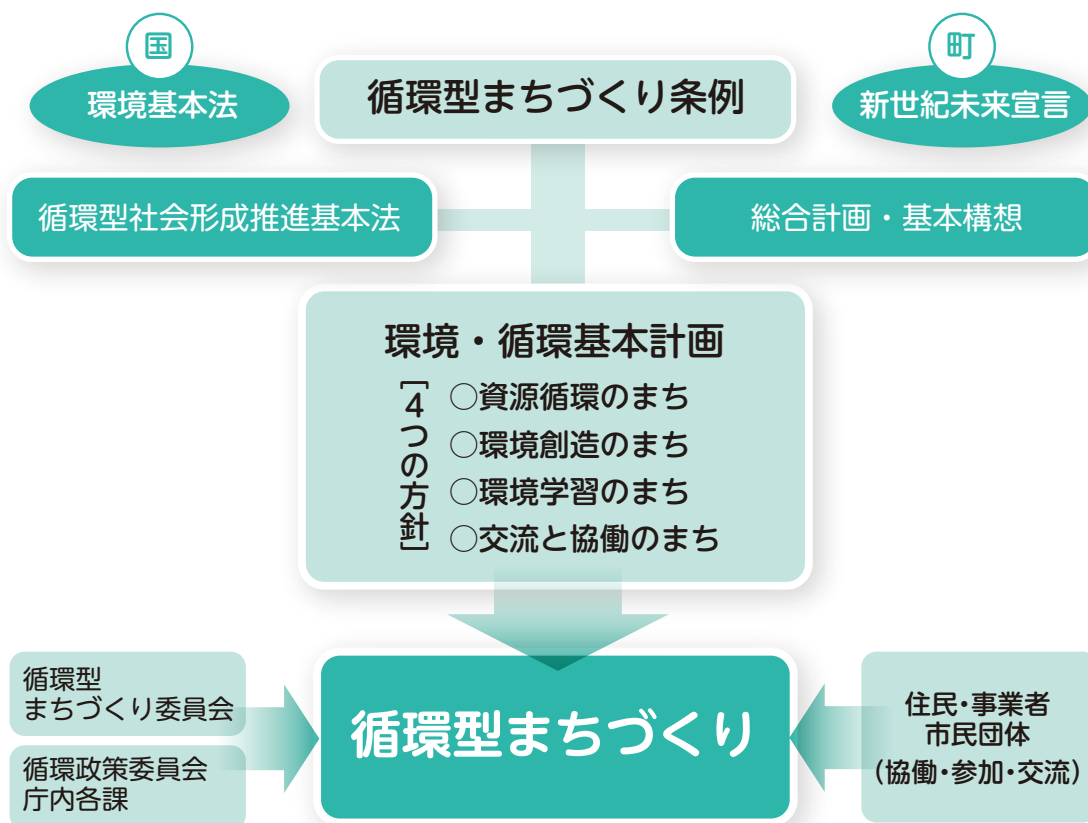
この実現のためには、次の機関等と連携しながら取り組んでいきます。

循環型まちづくり委員会 循環型まちづくりについて調査、研究し提言する機関

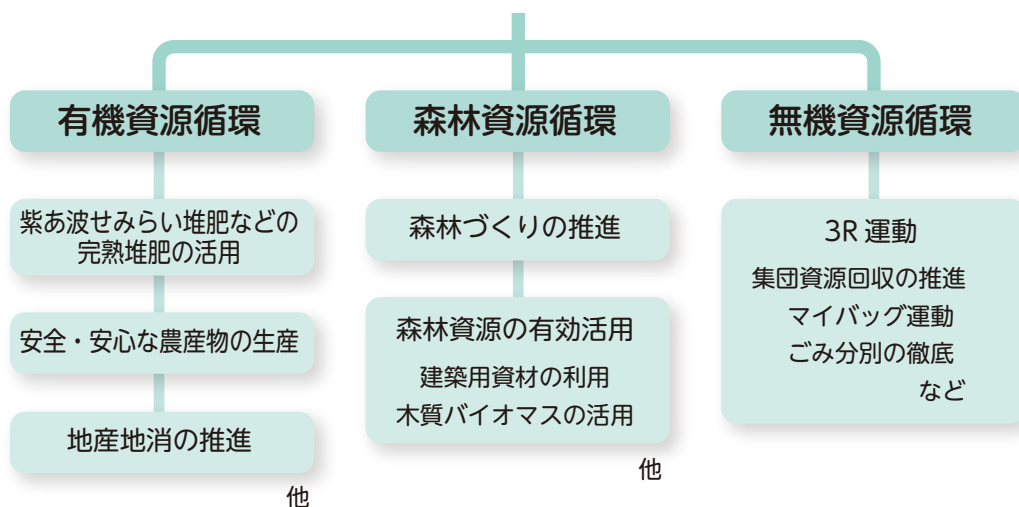
循環政策委員会 計画推進のために組織した庁内機関

**住民、環境団体
市民団体、事業者** 計画全般について“参加”し、
“協働・交流”の推進力の役割となる者

～紫波町の循環型まちづくり～



資源循環の取り組み



5 紫波 2011 環境・循環基本計画の成果と課題

「2011環境・循環基本計画」では、「水と緑に囲まれた紫波の地と人々の共存」を掲げました。その中で、実現のための方針として策定したのが、以下の4項目です。

- ◎資源循環のまちづくり
- ◎環境創造のまちづくり
- ◎環境学習のまちづくり
- ◎交流と協働のまちづくり

この4方針に沿って、住民とともに環境の視点を日々の生活の中に取り入れ、定着させる暮らし方を推進してきました。

平成27年3月に実施したアンケート(住民意識調査における循環型まちづくりの取組状況の調査)から分析すると、住民の環境・循環への関心が向上し、未来の子どもたちにより良い紫波の環境を引き継ぐため、環境に配慮した生活とは何かを考え行動できる住民が着実に増えていると推測出来る結果になりました。

しかし、地球の温暖化は、依然として深刻な状況が続いています。温室効果ガスの排出量の削減は、地球規模で取り組む緊急の課題です。これからも地球を取り巻く環境の実態について注視しながら、地域でできることに取り組んでいく必要があります。

6 基本目標

4つのまちづくり(方針)の実現を目指して、次の9つの基本目標を設定します。

(1) 資源循環のまちづくり

①環境に配慮した有機資源循環を進める

基幹産業である農業について、エコ3センターを中核施設として完熟堆肥の使用を継続して推進します。化学肥料や農薬といった環境負荷物質の削減による元気な土づくりをさらに進め、安心でおいしい農産物としてブランドを確立させます。

②森林資源の循環を進める

町の57.4%の面積を占める森林については、森林資源をエネルギーや建材として有効利用・活用をさらに推進します。

③資源の消費を抑え、環境負荷を減らす

ごみとして出されている雑紙・空き缶・空きびんなどを発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、および再生利用(Recycle)の3Rを徹底し焼却ごみの削減を目指します。

あらゆる「廃棄物」を他の部門の原料に転換するゼロエミッション型のまちづくりの実現を目指します。

(2) 環境創造のまちづくり

①すべての生き物と自然を共有し、共生できる環境を保全する

里山は、生物多様性の保全の上で重要なエリアとなっています。自然界の循環機能を活かし、農・林業の営みと共に維持されてきた動植物が身近に生息・生育している環境の保全に努めていきます。

②環境への負荷に配慮し、低炭素社会を進める

地球温暖化防止対策として、二酸化炭素排出量削減の取り組みを継続します。国、県で推進している二酸化炭素排出量25%削減を目標に、余分なエネルギー消費の抑制や新エネルギーの利用促進について、住民・事業所・環境団体・町(行政)それぞれが取り組みを強化していきます。

③安全安心で快適に暮らせる生活環境を向上させる

田園都市としての美しい景観保全に努めていきます。また、快適な生活環境(大気、騒音、公衆衛生等)のさらなる向上に向け、調査・監視など環境対策の充実や住民一人一人の環境意識の高揚を図ります。

(3) 環境学習のまちづくり

①身近な環境を知り、自分たちで守る

自分たちのくらす地域のあらゆることがらを対象として、自分たちで調べ、学んでいく活動を充実させていきます。学校や地域の様々な場において、環境学習・環境教育の機会を設定し、自分たちのくらしを見つめ直すことにより、自ら環境に配慮した行動ができる取り組みを継続して行います。

②伝統・文化を学び、地元の匠の知識・技術を伝承する

地域力を活かした世代間交流や地元学を通じて、地域の自然・伝統・文化・知恵を学ぶ機会を増やし、生活の中に取り入れながら継承する取り組みを進めます。農林業に関する知恵や技術、経験を継承し、農林資源・森林資源の循環を促す取り組みを進めます。

(4) 交流と協働のまちづくり

①住民、事業所、環境団体、町(行政)の地域内の連携をより密にし、それぞれの立場から資源循環・環境創造・環境学習についての事業を進めていく協働のまちづくりの体制を確立させます。

また、町の取り組みの情報発信を継続的にを行い、環境・交流に共感する人々との交流を進めます。



2020年に望む紫波町の環境像

資源循環のまちづくり

環境に配慮した有機資源循環を進める

町内産堆肥を活用した循環型農業の普及

- ・減化学肥料・減農薬栽培による「三元気な土づくり」の実践を拡大する。
- ・完熟堆肥の生産と利用をより一層進めて循環型農業の実践を拡大する。
- ・環境に配慮した農業を実践する。
- ・町内産農産物の消費拡大を図る。

森林資源の循環を進める

森林資源の活用と森林再生

- ・間伐材などの未利用資源と町産木材利用の促進をする。
- ・森林環境を創造し、森林が持つ多面的機能を発揮させる。
- ・森林学習や作業体験を実施する。

資源の消費を抑え、環境負荷を減らす

焼却ごみ8%削減を目指す

- ・使い捨てに頼りすぎない生活を推進する。
- ・無駄なものは購入しない生活を推進する。
- ・再生品を積極的に購入する。
- ・ごみの分別・減量意識を向上させる。
- ・資源回収団体の育成を継続する。

環境創造のまちづくり

すべての生き物と自然を共有し、共生できる環境を保全する

里地里山の保全と創造

- ・森づくりを推進する。
- ・森林ボランティアを育成する。
- ・自然観察会を実施する。
- ・生物の生息環境としての視野を取り入れた農地づくりを推進する。

水環境の保全と活用

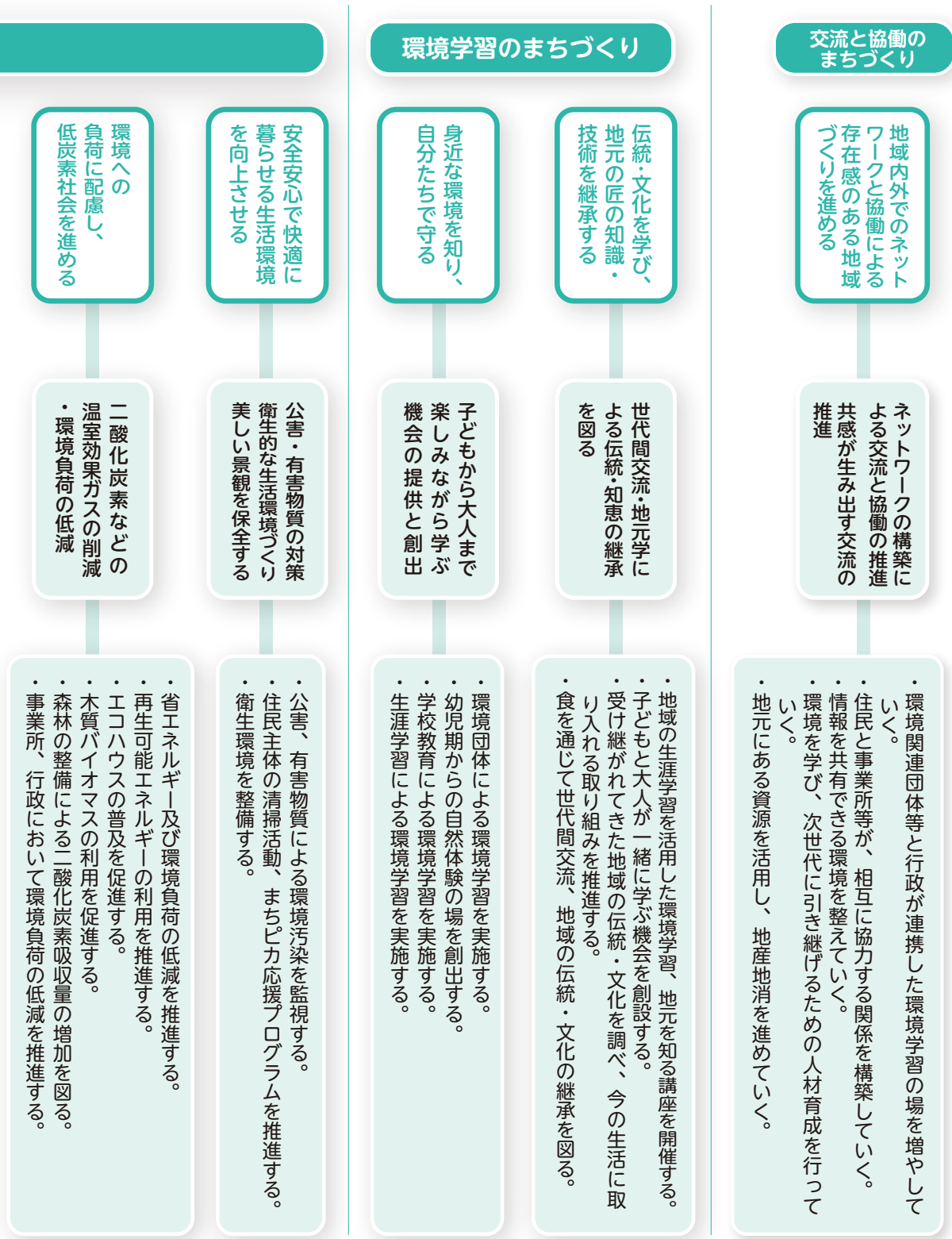
- ・水環境学習を実施する。
- ・下水処理の普及促進を継続する。

施策項目

施策・行動の方針

未来への取り組み（具体的な施策・事業）

“水と緑に囲まれた紫波の地と人々の共存”



施策項目

施策・行動の方針

未来への取り組み（具体的な施策・事業）

第2章

未来への取り組み

第1節 資源循環のまちづくり

1 環境に配慮した有機資源循環を進める

現状と課題

循環型農業の基本は“土づくり”にあるという考えに基づき、減化学肥料を掲げ土壌改良を推進してきました。家畜排泄物と事業所から排出される食品残渣を原料とした「えこ3センター」で製造する「紫あ波せみらい堆肥」をはじめとする完熟堆肥の使用による有機資源循環の推進や、木質チップを敷いて耕す「土ごと発酵」による果実等の品質向上の取り組みを行っています。豊かな土壌で農業生産に取り組む農家への働きかけと、その生産物を消費者が進んで購入するための情報発信がこれからも必要です。

私たちが生きる上で欠かすことのできない「食」をめぐるっては、健康志向が高まる一方で、核家族化やライフスタイルの多様化による食文化の変化が進行しています。食料の海外への依存、食産業の流通加工の発展による食の外部化、栄養の偏りによる生活習慣病の増加など、社会情勢の変化は家庭での食生活のあり方や健康へ大きな影響を及ぼしています。このような状況に対応するため、本町では平成19年3月に食育推進計画を策定し、町民が一体となり協働による食育活動を進めてきました。その結果、食育への関心が高まり、子どもの朝食摂取率は改善され、農業体験・調理体験や地産地消の取り組みも着実に進展しました。しかし、依然として若い世代での朝食摂取率が低いほか、食習慣の乱れや栄養の偏りなどに起因する子どもの肥満割合は全国平均や県平均を上回る状況です。豊富な食材は、私たちの健康を保持し、生産者や「食」に関わるさまざまな人々の働きによって人と人との絆を深め、食生活は支えられてきました。生きる上での基本となる「食育」をより一層推進していく必要があります。



食育講座の様子



学校給食の様子

行動の方針

町内産堆肥を活用した循環型農業の普及

安全・安心な農産物を提供する仕組みを継続していく。
地産地消により町内外へのブランド化を図る。

未来への取り組み

- ・減化学肥料・減農薬栽培による「元気な土づくり」の実践を拡大する。
- ・完熟堆肥の生産と利用をより一層進めて循環型農業の実践を拡大する。
- ・環境に配慮した農業を実践する。
- ・町内産農産物の消費拡大を図る。

■住民の取り組み

- ・地元の食材を利用する。
- ・地元の食材の種類、流通について理解を深める。

■事業者の取り組み

- ・農家は、積極的に完熟堆肥を使用する。減農薬・減化学肥料を心がける。
- ・事業所は、生ごみを有機資源として活用できる取組みを進める。

■町(行政)の取り組み

- ・新規就農者を増やす取組みを行う。
- ・生産者と消費者のコミュニケーションづくりの場を作る。
- ・農林業支援組織との協力・連携

主な指標

項目	平成 26 年度 (実績)	平成 32 年度 (目標数値)
紫あ波せみらい堆肥販売量/年	1,270t	1,300t
食育パートナー登録数/年	30人	35人

※食育パートナー

地元農畜産物の利用促進につながるよう、農畜産物の生産や食文化に関する技術や知識をいかして、学校や地域の食育事業で調理体験や農業体験などの協力を行う個人や団体。

担当課

農林課

2 森林資源の循環を進める

現状と課題

町内の森林資源を有効に活用することは森林を保全し、森を育て、森林資源の循環と林業の活性化に繋がります。町では、平成12(2000)年度から公共施設に町産木材を積極的に活用するなど森林資源循環に取り組んできました。併せて一般住宅などの建築に対しても補助金の交付や固定資産税を減免するなど町産木材の利用推進に努めました。また、化石燃料の代替燃料として平成15年度から間伐材や製材端材などを原料とする木質ペレットを生産し、更に平成25年度からは間伐材や松くい虫被害木を活用した木質チップを生産して、紫波中央駅前エネルギーステーションの地域熱供給施設へ原料を供給するなど環境に配慮した取り組みも行っています。平成20年度からは企業の社会貢献活動による「紫波企業の森づくり活動事業」を展開して、平成27年12月現在、9団体の団体・企業と協定を締結しています。

国では、平成21(2009)年に、「森林・林業再生プラン」を公表しました。林業や作業道などの路網の整備、森林施業の集約化及び必要な人材育成を軸として、効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりを進めるとともに、木材の安定供給と利用に必要な体制を構築し、森林・林業を早急に再生していくための指針として作成されています。町では、「間伐材を運び隊」などの市民活動が定着しており、未利用材の有効活用が展開されています。

しかし、町全体の森林で約60%を占める人工造林地の大半は、間伐の適齢期を迎えているものの、国産材の価格低迷や林業従事者の担い手不足により手入れが行われない状況が依然として続いています。間伐を実施し、間伐材を搬出して利用する仕組み作りや住民、環境団体、企業が一体となって森づくりを実施していくことが、森林資源の活用につながり、さらには地球温暖化対策に結びつきます。

また、森林を有効に活用するとともに、野生生物と人が多様に共存する森づくりを進めていく必要があります。

行動の方針

森林資源の活用と森林再生

森林資源の循環と森林の多面的機能(二酸化炭素吸収源、水源涵養機能、野生生物の生息地)の発揮を目指す。

森の再生と林業の活性化が図られていくための行動に参加、協力し、町産材を活用する個人、事業者などが多数いる状態を目指す。



紫波中央駅前エネルギーステーション

未来への取り組み

- ・ 間伐材などの未利用資源と町産材利用の促進をする。
- ・ 森林環境を創造し、森林が持つ多面的機能を発揮させる。
- ・ 森林学習や作業体験を実施する。

■住民の取り組み

- ・ 町産材や木質バイオマスについて理解を深め活用していく。
- ・ 間伐体験や搬出活動、講演会などのイベントに積極的に参加する。
- ・ 森林所有者は、適正な森林整備を実践していく。

■事業者の取り組み

- ・ 町産材の活用、並びに安定した供給と品質向上に努める。
- ・ 木質バイオマスの活用を行っていく。
- ・ 林業後継者の育成や雇用の確保に努める。
- ・ 紫波企業の森づくり活動に参加して、森林整備の実践を図っていく。

■町(行政)の取り組み

- ・ 間伐や間伐材の搬出、及び町産材の活用に対する支援を実施していく。
- ・ 公共施設での町産材及び木質バイオマスの活用を積極的に行っていく。
- ・ 森林や森林を取り巻く現状を住民・事業者へ周知していく。
- ・ 紫波企業の森活動の支援を実施していく。
- ・ 町有林を適正に管理し、森林公園など多面的な機能も発揮させていく。



木質チップ製造の様子

主な指標

項目	平成 26 年度 (実績)	平成 32 年度 (目標数値)
森林間伐実施面積／年	28ha	80ha
木質ペレット販売量／年	181t	250t
木質チップ販売量／年 [※]	420t	1,000t

※平成25年度より木質チップの製造が町内で開始されました。

担当課

農林課・環境課

3 資源の消費を抑え、環境負荷を減らす

現状と課題

ごみの発生を抑制する(リデュース)、再び使用する(リユース)、再生して利用する(リサイクル)。これらの取り組みを実践することは、環境負荷の少ない生活となり、よりよい環境を後世に残し伝えていくこととなります。ごみの発生を抑制する取り組み(Reduce)はとても重要です。大量生産・大量消費から生み出されるものは、膨大なエネルギーの使用と大量廃棄による環境の悪化です。持続不可能な「物」の豊かさから後世に残し伝える「質」の豊かさにライフスタイルを改めることが、ごみの発生を抑制することに繋がります。これまで町では、リサイクル運動の推進、ごみ分別の徹底、クリーン紫波運動の実施など、個人、団体、事業者がそれぞれの立場で参加できる住民総参加型の環境活動を展開してきました。ごみの分別については、平成22年8月から容器包装リサイクル法に対応した紙とプラスチック製の容器・包装の分別収集を開始し、地域内では、ごみ集積所や資源物保管庫の行き届いた管理により分別とリサイクルの意識が確実に高まっています。また、平成27年10月からは、専用の回収ボックスを設置し、使用済小型家電のリサイクルに取り組んでいます。紫波町環境衛生組合連合会、紫波町ごみ減量女性会議、ごみポイ捨て監視員による巡視などごみの減量や環境美化を推進する団体のさまざまな活動と情報発信により、ごみを増やさない、ごみをポイ捨てしないなどの意識はさらに向上しています。

行動の方針

焼却ごみ8%削減を目指す

住民一人ひとりが3R(Reduce、Reuse、Recycle)を心がけ、廃棄物の減量化と資源の循環を推進し、5年後に焼却ごみ8%削減を目指す。

未来への取り組み

- ・使い捨てに頼りすぎない生活を推進する。
- ・無駄なものは購入しない生活を推進する。
- ・再生品を積極的に購入する。
- ・ごみの分別・減量意識を向上させる。
- ・資源回収団体の育成を継続する。



集団資源回収の様子



ごみ分別説明会の様子

■住民の取り組み

- ・なるべく繰り返し使えるもの、詰め替えできるものを選んで使う。
- ・混ぜればごみ、分ければ資源の意識を持つ。
- ・買いすぎない、作りすぎない、使いすぎないことにチャレンジする。
- ・マイバッグ・マイ箸・マイカップ運動に取り組む。

■事業者の取り組み

- ・営業活動の中で発生する廃棄物は資源と捉えて、適切な処理をして再資源化を進める。
- ・マイバッグ・マイ箸・マイカップ運動に取り組む。

■環境団体の取り組み

- ・ごみ減量の呼びかけ、啓発を町や各種団体と協働で実施する。
- ・ごみの分別の徹底を呼びかける。
- ・マイバッグ・マイ箸・マイカップ運動を呼び掛ける。

■町(行政)の取り組み

- ・ごみを増やさない取り組みを、各種団体と連携して進める。
- ・積極的に資源回収する団体を助成する。
- ・回収された資源の行方を住民に情報提供する。
- ・ごみ分別が浸透するように、説明会を継続的に実施する。
- ・マイバッグ・マイ箸・マイカップ運動を推進する。

主な指標

項目	平成 26 年度 (実 績)	平成 32 年度 (目標数値)
家庭系ごみ 1 人 1 日当たりの排出量	601g	570g
家庭系焼却ごみ 1 人 1 日当たりの排出量*	343g	316g
資源回収団体の資源回収量/年	893t	1,000t

※2011環境・循環基本計画では、10年後に焼却ごみを20%削減する目標を設定しました。結果は、1人当たりの焼却ごみの量が平成21年度の実績327gに対して平成26年度の実績は、343gと増加になりました。

紫波町では、「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」に基づきごみの削減に努めており、この計画では、1人当たりの家庭系焼却ごみ排出量を平成26年度の実績343gに対して平成32年度は316g(27gの削減。率にして約8%の削減)と予測しています。

この計画と整合を図るため、1人当たりの焼却ごみの量を現状(平成26年度)から5年後に8%削減する計画として平成32年度の目標を316gに見直します。

担当課

環境課

第2節 環境創造のまちづくり

1 すべての生き物と自然を共有し、共生できる環境を保全する

現状と課題

生物は、人間の生活のために存在しているのではなく、それぞれが独自の遺伝子を持ち、その風土に適用できるように変化しながら様々な生態系を作って「いのち」の循環をしながら生きています。人間はその生物多様性の中から生み出された「もの」を利用して生活しています。水田では小さな生物(ユスリカの幼虫や糸ミミズなど)を餌にして、カエルやドジョウが集まり、そのカエルやドジョウをサギが食べる食物連鎖があります。ユスリカや糸ミミズの排泄物は分解されて豊かな土壌を形成し、その土壌は人間に恵みをもたらします。川の上流で落ちた木の葉はバクテリアなどによって分解され、養分となって水に溶け込み、川を下り海へとたどり着きます。

しかし、乱開発による生息環境の悪化、乱獲や採取、里山などの森林の手入れ不足、外来種による生態系のかく乱などにより生物の多様性が脅かされています。ツキノワグマの問題もその一つです。農作物を荒らす、時には人間を襲う動物として害獣とも呼ばれ、射殺されることも珍しくありません。“害獣”は人間の視点であり、自然界においては森に棲む生き物の生態系の頂点に立つ大事な生き物です。町内でも近年、人間の生活環境領域に出没することが多くなり排除されるようになりました。西日本では絶滅が懸念される程になっています。

これまで容易に身近で見ることができたホタルやトンボ、カジカなども姿を確認できる場所が少なくなってきました。

町はこれまで、生物多様性の保全の取り組みとして、千年の森・共生の森などの町有林で植樹活動や自然観察会を実施してきました。“共生の森”には環境団体が主体となり「木の実は動物に、用材は人に」をテーマにコナラやクリなど実のなる木の植樹を行ってきました。木の実を食料とするツキノワグマなどが森のなかで十分な食料を得ることで、人里まで下りないようにするための取り組みをしてきました。主要な河川は、定期的に水質調査を実施し、水環境の状態を監視しています。河川改修は、環境に配慮した工法を取り入れ、生態系の保全に努めています。公共下水道、農業集落排水の利用可能な範囲拡大や合併浄化槽の普及によって家庭排水による河川の汚れを防ぐ取り組みをしています。

生き物との共生のために自分たちができることは何かを見つけながら、生物多様性を意識した取り組みを今後も継続し、里山の自然環境の活用と保全、水環境の保全を取り組んで行く必要があります。

行動の方針 その1

里地里山の保全と創造

里地里山に人の手が入り、活用されることにより多くの生態系が創出され、生物の多様性が保全されている状態を目指す。人間と野生生物の生活圏の分離も図られていくことを目指す。

未来への取り組み

- ・ 森づくりを推進する。
- ・ 森林ボランティアを育成する。
- ・ 自然観察会を実施する。
- ・ 生物の生息環境としての視野を取り入れた農地づくりを推進する。



植樹会の様子

■住民の取り組み

- ・ 身近な自然や動植物に触れ、自然の息吹を感じる機会を持つ。
- ・ 稀少な動植物や生態系の成り立ちについて理解を深める。
- ・ 自然観察会などのイベントに参加する。

■環境団体の取り組み

- ・ 動植物や生態系の成り立ちについて学習する場を提供する。
- ・ 自然観察会などの機会を提供する。

■町(行政)の取り組み

- ・ 町有林などを利用して里山の活用を図る。
- ・ 身近な環境について現状を把握していく。
- ・ ブラックバス、オオハングウソウなどの特定外来種の対策を実施する。

主な指標

項目	平成 26 年度 (実績)	平成 32 年度 (目標数値)
自然観察会の参加者数/年	210 人	210 人
企業の森づくり取り組み団体数	9 団体	10 団体

担当課

農林課・環境課・生涯学習課

行動の方針 その2

水環境の保全と活用

水に親しみ、水を大切に使う心を養うことによって、水を汚さない生活への取り組みを推進させ、河川の水質向上、河川の持つ浄化機能の保全、生態系の維持を目指す。

未来への取り組み

- ・水環境学習を実施する。
- ・下水処理の普及促進を継続する。

■住民の取り組み

- ・水を汚さない、無駄に使わない暮らしに心がける。
- ・汚れた水はきれいに川に戻す。
- ・身近な川の様子を観察する。
- ・川に親しむ機会を作る。
- ・自然観察会や学習会に参加する。

■事業所の取り組み

- ・生産活動の中で水をできる限り汚さない、無駄に使わないように注意する。

■環境団体の取り組み

- ・水に親しみ、水環境を学ぶ機会を作る。
- ・水辺環境の美化活動をする。

■町(行政)の取り組み

- ・河川の汚れを防ぐため、下水処理の利用促進を図る。
- ・河川水質調査を継続し、公表することで水環境保全の意識を高める。
- ・水辺環境の美化活動を推進する。
- ・水環境学習の場を提供する。
- ・河川改修や整備にあたっては、自然環境との調和に努める。

主な指標

項目	平成 26 年度 (実績)	平成 32 年度 (目標数値)
水洗化人口普及率	84.4%	87.2%

担当課

環境課・土木課・下水道課・学務課・生涯学習課

2 環境への負荷に配慮し、低炭素社会を進める

現状と課題

エネルギーを大量に消費する生活や、産業活動の拡大に伴って温室効果ガスが大量に大気中に排出されることで地球が温暖化しています。環境省が発表した日本の平成25年度の温室効果ガス排出量は14億800万トンで前年度と比較して1.2%増加しています。気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第5次評価報告書によれば、温暖化の影響により2081年から2100年の世界の平均地上気温は、1986年から2005年の平均よりも最小で0.3℃、最大で4.8℃上昇すると予測しています。温室効果ガスの継続的な排出は、さらなる温暖化と気候システムのすべての要素に長期にわたる変化をもたらし、人々や生態系にとって深刻で広範囲にわたる影響を及ぼす可能性が高まります。

地球温暖化対策に係る国際的枠組みの下で、平成27年12月の「気候変動枠組み条約第21回締結国会議(COP21)で採択された「パリ協定」では、世界共通の長期目標を「産業革命前からの気温上昇を2度未満とすることを目標とし、1.5度に抑えるよう努力する」ことを決めました。また、世界全体で5年ごとに削減状況を把握する仕組みとしています。日本は平成42(2030)年度に平成25(2013)年度比26%の温室効果ガスを削減する目標を提出し、取組むことを表明しています。

町では、地球温暖化防止対策の一環として二酸化炭素排出量の削減に努め、太陽光発電・バイオディーゼル燃料・木質バイオマスの利活用など再生可能エネルギーの導入を推進してきました。

また、エネルギー消費は、人口が全体的に減少しても、今後は人口構成の高齢化や世帯の少人数化に伴い増加することが予想されています。

一般家庭における省エネルギーを考えると、住居である建物そのものの性能を検証することが有効であることが知られています。断熱や気密の性能を高め、建物内の熱環境を改善することで、暮らしの中で消費するエネルギーを根本から削減できるだけでなく、ヒートショック^(※1)のリスクを減らせるなど住む人の健康面においても大きな利得があります。これらのことを踏まえて、既存住宅の断熱等の性能向上と新築住宅においては、紫波町の自然環境や地域資源の有効活用した紫波型エコハウス^(※2)又はそれに準じた住宅の普及が必要です。

※1 ヒートショック：住居内の室温差で急激な血圧変化が起こることによる家庭内事故のこと

※2 紫波型エコハウス：

高断熱・高気密によりエネルギー消費量を削減する住宅

ヒートショックを防ぎ快適で永く暮らせる住宅

日射取得や通風などの自然環境を取り入れた住宅

町産木材などの地域資源を有効活用した住宅

数値における基準は、次の3点です。

- ①構造が木造で、構造材として使用する木材の総量の80%以上に町産材を使用。
- ②床面積1m²当たりの年間暖房エネルギー消費量が48kWh/(m²・年)以下。
- ③床面積1m²当たりの相当隙間面積が0.8cm²/m²以下。

行動の方針

二酸化炭素などの温室効果ガスの削減・環境負荷の低減

省エネ型家庭用電気機器の選択やエコハウスの普及など、エネルギー消費の少ない暮らし方に取り組みます。

再生可能エネルギーの導入や製造時の一次エネルギー消費の少ない製品を選択するなど、環境負荷のより小さい資源を活用する。

未来への取り組み

- ・省エネルギー及び環境負荷の低減を推進する。
- ・再生可能エネルギーの利用を推進する。
- ・エコハウスの普及を促進する。
- ・木質バイオマスの利用を促進する。
- ・森林の整備による二酸化炭素吸収量の増加を図る。
- ・事業所、行政において環境負荷の低減を推進する。

■住民の取り組み

- ・生活のなかで、環境負荷の低減の取り組みにチャレンジする。
- ・太陽光・太陽熱・バイオマスなどの利活用について調べてみる。
- ・地産地消やエコドライブなど温暖化を意識して行動する。

■事業所の取り組み

- ・環境負荷の低減に取り組む。
- ・環境に配慮した商品を購入する。

■町(行政)の取り組み

- ・二酸化炭素の排出削減の手法について情報提供をする。
- ・職場において環境負荷の低減に取り組む。
- ・住民、事業所に対して再生可能エネルギー導入の促進を図る。

■二酸化炭素排出量削減の取組み(森林による吸収量を含む)

- | | |
|-----------------------------|-------|
| ・家庭の省エネルギー推進、再生可能エネルギー利用の普及 | 5 %削減 |
| ・事業所の省エネルギー推進、再生可能エネルギー利用 | 2 %削減 |
| ・公共施設の省エネルギー実践、再生可能エネルギー導入 | 1 %削減 |
| ・森林管理による二酸化炭素吸収能力の向上 | 3 %削減 |

※数値は、町全体の二酸化炭素排出量に対し各取組みにより削減を目指す割合

主な指標

項目	平成 26 年度 (実績)	平成 32 年度 (目標数値)
循環型エコプロジェクト推進事業によるCO ₂ 排出削減量/年	3,087t	3,400t
紫波型エコハウス建築件数(累計)*	4棟	57棟

※環境への負荷に配慮し、エネルギー消費を抑えた住宅「紫波型エコハウス」の基準を平成25年度に定め、オガールタウン日詰二十一区を中心に普及を目指しています。

担当課

農林課・環境課・企画課・財政課



木質バイオマスエネルギー利用のための熱交換器



冬の紫波型エコハウス(紫波型エコハウスサポートセンター)



住まいの省エネルギーセミナーの様子



断熱気密構造説明の様子

3 安全安心で快適に暮らせる生活環境を向上させる

現状と課題

私たちが地域に愛着を持ち、快適に暮らせる環境を保全するため、町内一斉清掃の活動やごみ^{ゼロ}の日行動(5月30日に実施)など環境美化の活動が実践されてきました。地域での取り決めによる清掃活動や、まちピカ応援隊に登録して公園や河川を清掃するなどの活発な活動も展開されています。不法投棄を根絶するため、ごみポイ捨て禁止条例が制定され、ごみポイ捨て監視員と地域住民が連携して不法投棄を監視し一定の成果が現れています。事業者と地域との公害防止協定の締結、畜ふん・廃棄物等の適正処理を行うなどにより、環境の保全だけでなく私たちの健康も守られています。家庭ごみの焼却の禁止、ペットのふんの後始末、私有地の清掃管理などについては町からの啓発だけではなく、地域内においても注視していく必要があります。

しかし、家庭ごみの野焼きによる焼却やペットのふんの放置、私有地の不適切な管理など生活公害が数多く発生しており、より効果的な啓発と喚起が必要になっています。

行動の方針

公害・有害物質の対策
衛生的な生活環境づくり
美しい景観を保全する



5月30日に実施される「ごみ0(ゼロ)の日行動」の様子

未来への取り組み

- ・公害、有害物質による環境汚染を監視する。
- ・住民主体の清掃活動、まちピカ応援プログラムを推進する。
- ・衛生環境を整備する。

■住民の取り組み

- ・公害、有害物質等について監視する。
- ・身近な環境の美化活動に進んで取り組む。
- ・気持ちよい生活環境を守るため公衆のマナーを守る。

■事業所の取り組み

- ・有害物質等の放出による汚染を防止する。
- ・住民と共に身近な環境整備活動を進んで行う。

■町(行政)の取り組み

- ・住民、事業者と共に環境整備に取り組む。
- ・快適な衛生環境の整備を行う。
- ・公害、有害物質等の放出情報等は速やかに住民へ周知する。



町内一斉清掃(クリーンしわ運動)の様子

主な指標

項目	平成 26 年度 (実績)	平成 32 年度 (目標数値)
まちピカ応援プログラム参加団体数/年	6 団体	9 団体
町内一斉清掃参加者数/年	12,326 人	14,400 人

担当課

環境課

第3節 環境学習のまちづくり

1 身近な環境を知り、自分たちで守る

現状と課題

子どもを取り巻く環境が変わり、遊びの場が屋外から屋内、遊びの内容も自然を対象とした森や川での遊びからテレビゲームといった無機質のものに変化してきました。下校後も習い事や塾などに時間が割かれるようになりました。大人も自然のなかで過ごす経験が少ない人が多くなりました。その結果、身のまわりの環境の変化に気づかない、関心を持たない人が多くなっています。美しい森林、きれいな川の流れを残したい気持ちは持っていますが、身の回りの自然環境について考える機会が少ない傾向にあります。

これまで、学校教育における環境教育は、子どもたちが身の回りの環境に目を向け、考える機会づくりに取り組んできました。環境に関わる団体・個人が、環境の視点を日常生活の中に取り込んで、環境に配慮した暮らしを考えるきっかけ作りを進めてきました。NPO法人紫波みらい研究所では、「森のあそび場りんくる^{*}」や平成の森での植樹、育林作業などに親子で参加していただき、子どもたちだけでなく、自然に触れる機会が少なかった親の世代にも紫波町の自然を考えてもらう取り組みを実施しています。環境マイスター紫波では、小学校への環境に関する出前授業、年2回開催する川や森での自然学校、多面的機能支払交付金活動団体への水質調査等の支援活動など、子どもから大人までの地域住民が集まり、環境を自ら調べ、学んでいく自発的な取り組みが行われています。

先祖代々から受け継がれてきた紫波町の自然・風土を子どもたちに引き継ぐためには、住民一人一人が地域の環境を学び、理解することから始め、今何をすべきかを考え行動することが大切です。環境は、本来私たちの暮らしに密接に結びついているものです。家族の中で環境について話し合う機会を作りながら、環境が暮らしの中に浸透する取り組みを進めていきましょう。自然との共存を図るためもう一度身のまわりの自然に目を向け、触れ、住みよい環境を整える取り組みを進める必要があります。

※森のあそび場りんくる 小学生以下を対象とし、森の中で自由に遊びながら、自然の大切さや生きる力を養ってもらうため、町内の森林や施設を使用し、年4回実施している取り組み

行動の方針

子どもから大人まで楽しみながら学ぶ機会の提供と創出

暮らしの中で自然と触れる機会を作り、自然への関心を高めたり人間との関わりを学んだりすることで、生き物と人の住みよい環境を整える取り組みの推進を目指す。

未来への取り組み

- ・環境団体による環境学習を実施する。
- ・幼児期からの自然体験の場を創出する。
- ・学校教育による環境学習を実施する。
- ・生涯学習による環境学習を実施する。



環境学習の様子

■住民の取り組み

- ・身近な自然を学ぶ自然観察会などに参加する。
- ・テレビ、新聞、書籍、インターネットなどを活用して、環境についての意識を高める。

■事業所・環境団体の取り組み

- ・体験学習、環境関連の施設見学などに積極的に協力する。
- ・大人と子どもと一緒に自然を楽しめる機会を作る。

■町(行政)の取り組み

- ・環境に関する動向に注視して情報の発信と対策に努める。
- ・事業所や環境団体と連携して、自然観察会や環境関連の施設見学を開催し、きれいな環境が大切なことを伝える。
- ・環境マイスターのスキルアップを支援するための講座を開催する。

主な指標

項目	平成 26 年度 (実 績)	平成 32 年度 (目標数値)
学校教育での環境教育講座開催校数	4 校	11 校
地域での環境学習参加者数/年	3,597 人	3,000 人
環境関連団体主体の環境学習開催数/年	23 回	30 回

担当課

福祉課・環境課・学務課・生涯学習課・こども課

2 伝統・文化を学び、地元の匠の知識・技術を継承する

現状と課題

かつて、農業や林業は土地を守り、森を守り、資源を循環する営みを行ってきました。資源の循環は、生活の基礎であり特別なものではありませんでした。しかし、農業や林業を取り巻く環境の変化により、農山村で生活する技術や経験を日々の生活を通して継承することが難しくなっています。

木々の名を覚えその特性を知り暮らしに活かす、動植物を観察して気候を予測するなど、人々の暮らしは自然と共に成り立っていました。便利な道具が手軽に揃い、家の中にも天候がわかる時代となり、人は自然と対話することがなく暮らすようになりました。また、地域の伝統・文化・生活の知恵などその土地で生まれた、優れた「力」が時間と共に消えつつあります。

生活の知恵を継承していくため、学校教育では、地元住民の協力による年中行事の体験学習を通じて世代間の交流を図っています。自然の恩恵、先人の知恵や技術を継承することも同時に行われています。自治公民館や環境団体の活動では、自分たちの住む地域の文化や歴史、自然などを見て、触れて、学ぶ講座を開催しています。伝統・技術の掘り起こしや高齢者の知恵や技術の継承に取り組んでいます。

農林業や食に関する知恵・技術・経験を絶やすことなく受け継ぎ、農林資源の循環を促す取組みを進めていかなければなりません。

また、環境学習や地元探検などの機会を通じて、大人の経験を子どもへ伝え、子どもの発見を大人に伝えるなど、世代間の交流を進め、地域の伝統・文化や知恵の共有化を進めていかなければなりません。



伝統芸能の継承(山屋田植え踊り)

行動の方針

世代間交流・地元学による伝統・知恵の継承を図る

世代間交流を通じて、地域の暮らしの中から生まれた知恵・技術・経験を学び、生活に活かしながら後世への継承を進める。

未来への取り組み

- ・地域の生涯学習を活用した環境学習、地元を知る講座を開催する。
- ・子どもと大人と一緒に学ぶ機会を創設する。
- ・受け継がれてきた地域の伝統・文化を調べ、今の生活に取り入れる取り組みを推進する。
- ・食を通じて世代間交流、地域の伝統・文化の継承を図る。

■住民の取り組み

- ・地元の行事、講座等に積極的に参加する。
- ・身近な高齢者と交流をはかる。

■事業所の取り組み

- ・地域のイベント等に積極的に参加する。

■環境関連団体の取り組み

- ・町や事業者、学校などと連携して地域住民参加型のイベントに取り組む。

■町(行政)の取り組み

- ・公民館など地元の生涯学習の中に、環境の視点を取り入れた取り組みをする。
- ・環境団体との連携による環境学習プログラムを検討し、住民の関心を高める。
- ・地域資源を有効に活用した交流を勧める。

主な指標

項目	平成 26 年度 (実績)	平成 32 年度 (目標数値)
世代間交流(伝統・文化の学習) 取組小中学校数/年	14 校	14 校
世代間交流(伝統・文化の学習) 保育施設等取組回数	159 回	160 回

担当課

福祉課・農林課・環境課・学務課・生涯学習課・こども課

第4節 交流と協働のまちづくり

1 地域内外でのネットワークと協働による存在感のある地域づくりを進める

現状と課題

住民、環境団体、事業所、町(行政)が協力して建設した「環境・循環PRセンター」を中心に、循環型まちづくりの取り組みについて情報発信が行われてきました。

更に現在では、それぞれの団体や住民、町(行政)が多様な形で協働しています。例えば、ごみの削減のための啓発活動、ごみ分別の地区別講習会、資源回収の取り組み、ごみポイ捨ての監視、環境学習講座の開催などそれぞれの立場から取り組み、ごみ減量に成果が上がっています。

環境団体や市民活動団体等によるネットワークは多岐に広がり、各所において成果を上げています。平成16(2004)年から始まったNPO法人紫波みらい研究所の企画・運営による國學院大学の学生の間伐作業体験を通じた地域との交流会がその一つです。学生は、間伐対象の地区に宿泊して、町内の林業経験者の指導により間伐体験をします。夜は地元農産物を主にした料理を囲んで交流会が行われています。「とにかくご飯がおいしい」「地元の人たちとの交流が楽しみ」「森の中の作業は気持ちがいい」など、地域の人、自然、農畜産物など地域資源の魅力が交流を通じて伝わっています。農業や林業を実践するため、紫波町へ移り住む学生も現れています。

今後も地域における循環型まちづくりを効果的に推進していくために、人々が関心を持ち、理解を深めて取り組んでいくため、組織、人のネットワークをさらに広げ、大きな力の源としていくことを目指していかなければなりません。

また、紫波の自然、地域資源に魅力を感じ、町を訪れる人々とのつながりを大切に、町の環境や循環型まちづくりに共感する人々のネットワークづくりを継続して進め、存在感のある地域づくりが必要です。

行動の方針

ネットワークの構築による交流と協働の推進 共感が生み出す交流の推進

組織や地域の人々がそれぞれの役割を担い、連携しながら循環型まちづくりを更に進めていく。

地域資源を活用した人と人との交流から生み出されるネットワークにより、町内外への情報発信が活発に行われることを目指す。



國學院大学の学生による間伐作業体験の様子

未来への取り組み

- ・住民一人一人が循環型まちづくりについて正しく認識し、家庭・学校・地域などで自ら行動ができるように、環境関連団体等と行政が連携した環境学習の場を増やしていく。
- ・住民や事業所の主体的発想や取り組みについて、相互に協力する関係を構築していく。
- ・インターネットや広報紙などを通じて、情報を共有できる環境を整えていく。
- ・地域活動やボランティア活動に参加しやすい仕組みづくりを構築していく。
- ・環境を学び、次世代に引き継げるための人材育成を行っていく。
- ・地元にある資源を活用し、地産地消を進めていく。

主な指標

項目	平成 26 年度 (実績)	平成 32 年度 (目標数値)
環境・循環 PR センター利用者／年*	2,000 人	2,400 人
グリーンツーリズム参加者／年	129 人	300 人

※2011環境・循環基本計画を策定した際、環境・循環PRセンターは、NPO法人紫波みらい研究所の事務所と紫あ波せ本舗（運営：㈱紫波フルーツパーク）の産直施設が常駐していました。平成24年度に紫あ波せ本舗の産直施設が退所し、（一社）紫波町観光交流協会の事務所が入所しました。平成27年12月現在は、NPO法人紫波みらい研究所の事務所と（一社）紫波町観光交流協会の事務所が常駐し、循環型まちづくりに関連する業務を行っています。

平成26年度の利用者数を勘案して平成32年度の利用者数の目標を7,200人から2,400人に見直します。

担当課

農林課・環境課・商工観光課・企画課・学務課・生涯学習課

環境・循環基本計画 指標

区 分	実 績 平成 26 年度	目標数値 平成 32 年度
	数量、件数等	数量、件数等
(1) 資源循環のまちづくり		
①紫あ波せみらい堆肥販売量/年	1,270t	1,300t
②食育パートナー登録数/年	30 人	35 人
③食ナビアクセス数/日	111 件	150 件
④学校給食地元の野菜使用率	11.2%	19.7%
⑤学校給食地元の果樹使用率	48.5%	45.4%
⑥学校給食地元の米使用率	99.7%	99.7%
⑦森林間伐実施面積/年	28ha	80ha
⑧町産木材利用量・一般（平成 12 年度からの累計）	631m ³	1,560m ³
⑨木質ペレット販売量/年	181t	250t
⑩木質チップ販売量/年	420t	1,000t
⑪ごみ分別説明会開催数/年 ごみ分別説明会参加人数/年	25 回 606 人	25 回 600 人
⑫家庭系ごみ 1 人 1 日当たりの排出量	601g	570 g
⑬家庭系焼却ごみ 1 人 1 日当たりの排出量	343g	316 g
⑭ごみのリサイクル率	25.3%	27.8%
⑮資源回収団体数/年	120 団体	130 団体
⑯資源物保管庫建設団体数（累計）	74 団体	90 団体
⑰資源回収団体の資源回収量/年	893t	1,000t
⑱エコ・ショップしわ参加店舗数	18 店	25 店

区 分	実 績 平成 26 年度	目標数値 平成 32 年度
	数量、件数等	数量、件数等
(2) 環境創造のまちづくり		
①自然観察会の参加者数／年	210 人	210 人
②企業の森づくり取り組み団体数	9 団体	10 団体
③水洗化人口普及率	84.4%	87.2%
④循環型エコプロジェクト推進事業による CO ₂ 排出削減量／年	3,087t	3,400t
⑤紫波型エコハウス建築件数（平成 26 年度からの累計）	4 棟	57 棟
⑥低公害車の導入台数（町公用車）	6 台	9 台
⑦太陽光発電設備の低圧受電契約数	817 件	1,000 件
⑧町内一斉清掃参加者数／年	12,326 人	14,400 人
⑨まちピカ応援プログラム参加団体数／年	6 団体	9 団体
(3) 環境学習のまちづくり		
①学校教育での環境教育講座開催校数	4 校	11 校
②地球温暖化を防ごう隊員ノート 取組学校数／年	9 校	11 校
③地域での環境学習参加者数／年	3,597 人	3,000 人
④保育施設等での環境学習開催数／年	17 回	18 回
⑤環境関連団体主体の環境学習回数／年	23 回	30 回
⑥食育推進団体数	18 団体	18 団体
⑦世代間交流（伝統・文化の学習） 取組小中学校数／年	14 校	14 校
⑧世代間交流（伝統・文化の学習） 保育施設等取組回数	159 回	160 回

区 分	実 績 平成 26 年度	目標数値 平成 32 年度
	数量、件数等	数量、件数等
(4) 交流と協働によるまちづくり		
①環境・循環 PR センター利用者／年	2,000 人	2,400 人
②グリーンツーリズム参加者数	129 人	300 人
③環境・循環情報発信／年	71 件	100 件

紫波2100

2016環境・循環基本計画
(平成28年度～32年度)

～水と緑に囲まれた紫波の地と人々の共存～

平成28年3月発行

岩手県紫波町

〒028-3392 岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3番地1

TEL.019-672-2111

FAX.019-672-2311

ポータルサイト <http://www.town.shiwa.iwate.jp/>

印刷／川嶋印刷株式会社

